

事業主（給与支払者）の皆様へ

- ◆ 外国人従業員の方が出国等により、納税通知書などの受領や納税ができないくなる場合は、出国前に納税管理人を選任し、「納税管理人申告書」を提出する必要があります。
- ◆ 市県民税は、賦課期日である1月1日現在、須賀川市に住所があり、前年中の所得額が一定額以上ある方に課税されます。年の途中で転出しても、納税地や税額は変わりません。

納税管理人とは

納税義務者から納税に関する手続（書類の受け取り、納税、還付金の受領など）を委任された方をいいます。個人だけでなく事業所を納税管理人とすることもできます。

納税管理人を選任する必要がある方

➤ 納税通知書を受け取る前に出国される方

- 1月1日現在、須賀川市に住所があり、1月2日から納税通知書を受け取るまでの間に出国される場合は、納税義務者の代わりに納税通知書を受け取り、納税していただくための納税管理人の選任が必要です。

➤ 納税通知書を受け取った後に出国される方

- 納期到来の有無にかかわらず、納めていない市県民税がある場合は、納税義務者の代わりに納税していただくための納税管理人の選任が必要です。
- 全額納付済みの場合は、特に手続きは必要ありません。

➤ 市県民税が特別徴収（給与天引き）されている方

- 出国により市県民税を特別徴収できなくなった場合、残りの税額についてはご自身で納めていただくようになります。「給与所得者異動届出書」を提出いただいた後に、改めて納税通知書を送付しますので、納税義務者の代わりに納税通知書を受け取り、納税していただくための納税管理人の選任が必要です。
- 退職時に残りの税額を一括で納めていただいた場合は、納税管理人を選任する必要はありません。

【お問合せ先】

須賀川市役所 税務課市民税係

〒962-8601 須賀川市八幡町 135 番地

TEL 0248-88-9124